

中国における個人所得税の年度確定申告について

中国における給与に対する個人所得税の年度確定申告期間は翌年の3月1日から6月30日までです。2025年2月26日付けで「個人所得税総合所得確定申告管理弁法」(国家税務総局令第57号)が公布されて同日より施行されていますので、今回のニュースレターでは本管理弁法の規定をご紹介します。

中国では2019年度を基準に個人所得税法が大幅に改正され、税務上の居住者は毎年の年度終了後に前年度に取得した総合所得である賃金給与所得・役務報酬所得・原稿料所得・特許権使用料所得の4つの所得を合算して税額を計算して税額を清算して完納することになりました。そこで、個人所得税の総合所得の確定申告に関する公告が毎年発表されていましたが、今回、国家税務総局は過年度の確定申告状況を総括し、納税者と社会の各界から意見と提案を収集し、過去5年度の確定申告の公告の内容を主とした本管理弁法を公布しました。

総合所得の確定申告 (管理弁法第2条・第3条)

納税者は取得した総合所得を課税年度毎に合算して個人所得税を計算して確定申告を行います。総合所得とは、税務上の居住者の賃金給与所得・役務報酬所得・原稿料所得・特許権使用料所得を指します。

追加納付すべき税額または還付される税額 (管理弁法第3条)

追加納付すべき税額または還付される税額は下記の通り算出します。

追加納付すべき税額または還付される税額＝

(総合所得の収入額－6万人民元－中国で納めた法定の社会保険料と住宅積立金の本人負担額－専門付加控除額－法に基づくその他の控除額－条件に合致する公益慈善事業の寄付) ×適用税率－速算控除額－減免税額－既に予納済みの税額

(補足：基礎控除額は1ヶ月あたり5千人民元、年間では定額で6万人民元となります。)

確定申告期間 (管理弁法第5条)

納税者は翌年3月1日から6月30日までに確定申告を行います。

中国から離れる場合(補足：例として帰任する等)、中国から離れる前に実施することも可能です。

中国国外源泉所得の申告 (管理弁法第4条)

中国国外源泉所得を取得した中国国外の課税年度が暦年ではない場合、その中国国外の課税年度の最後の1日を含む暦年を中国国外源泉所得の対応する中国の課税年度とします。

(補足：中国の税務上で中国国内に住所のある居住者及び中国国内に住所がなくても一定の条件に合致する居住者は中国国外源泉所得も課税対象になります。)

確定申告の方法 (管理弁法第14条・第15条)

確定申告の方法は大きく分けて下記の3通りあります。

(1) 自己申告を行います。スマホ等に設定したアプリまたはインターネットで行うことも、税務局を訪問して紙ベースの申告書を提出して行うことも、どちらも可能です。また、申告書の郵送による提出も認められています。

(2) 勤務先に申告を依頼することも可能です。納税者が勤務先との間で書面または電子ベースで確認を行っていない場合、勤務先は確定申告を行うことができません。

(3) 専門の税務サービスを提供している企業・機関またはその他の企業・機関に依頼することも可能です。この場合、納税者からの授權書が必要になります。

確定申告時の追加の控除 (管理弁法第9条・第16条)



年度中の源泉徴収申告時には利用していなかった各種の控除項目を年度確定申告時になって控除して還付を申請することは可能です。定額の 6 万人民币元以外の控除を利用する場合、関連する証憑の保存が必要になりますので、ご注意ください。また、納税者及び申告を代行する企業・組織の双方に対して、確定申告期間の終了日より 5 年間、確定申告の関連資料を保管することが義務付けられています。

確定申告の延長申請（管理弁法第 21 条）

納税者が確定申告期間中に確定申告を実施できない場合、確定申告期間が終わる前に税務機関に延長申請を提出して税務機関の許可を得た後、まずは申告期間内に前回の確定申告で実際に納付した税額または税務機関が決める税額を予納して、その後に本来の申告期間を過ぎてから特別に許可を得た期限内に確定申告することも可能です。

確定申告による追加納税の期限（管理弁法第 22 条）

確定申告の追加納税は申告期間の終了前に納める必要があります。

確定申告時の還付申請方法（管理弁法第 23 条）

総合所得の収入額が年間 6 万人民币元を超えず、かつ、既に税額を予納している場合、確定申告期間中にアプリやインターネットを利用して還付を申請することができます。

過年度の申告状況と確定申告の関係（管理弁法第 25 条）

納税者が還付申請を行う際に下記の状況に合致する場合、まずは過年度の確定申告の追加納税もしくは修正申告または資料提供後の還付申請となります。

- (1) 法に基づく過年度の確定申告の追加納税に未対応
- (2) 税務機関が過年度の確定申告に対して疑問があり、かつ、修正申告や資料提供に未対応

税額が還付される銀行口座の指定（管理弁法第 26 条）

納税者が確定申告で還付申請する場合、中国国内の銀行口座情報を提供する必要があります。

納税が不足することによる納税記録への記載（管理弁法第 28 条）

確定申告期間の終了後、追加納税が未申告だったり追加納税額の納付に不足がある場合、税務機関は延滞金を徴収するとともに個人所得税の納税記録中に記載します。

初回の違反（管理弁法第 29 条）

納税者が申告情報を誤って記載したことにより多く還付されたり納税が少なくなり、自主的に修正したり税務機関から注意されて適時に修正した場合、税務機関は「初回の違反は罰さない」として処罰を免除します。

信用情報システムまたは企業納税信用評価への反映（管理弁法第 30 条・第 31 条）

納税者が規定通りに申告を行わない、納税しない、過少納税となる、虚偽の申告をする、税務機関の検査に協力しない、虚偽の承諾を行う等の場合においては、信用情報システムに反映されることになります。

また、企業・組織が規定通りに納税者の確定申告を実施しない、または納税者の身分を偽って源泉徴収申告もしくは確定申告を実施した場合、企業の納税信用評価に反映されることになります。企業の法定代表者が法に基づく確定申告を実施していない場合もまた企業の納税信用評価に反映されることになります。

追納しない納税者への処罰（管理弁法第 33 条）

確定申告の期間終了後、追加納税が未申告または納税に不足がある状態となり、税務機関が期限を設けて修正を命じて関連文書を送達してもなお修正に応じない場合、状況に応じて公開されることもあります。

FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台湾・香港

フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区農光南里1号楼龍輝大廈12楼(創富港)12002室 電話: +86-131-6731-4021 担当: 坂林 (SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州市工業園区旺墩路135号融盛商務中心1号2113室2122单元 電話: +86-512-6255-0697 担当: 高橋 (TAKAHASHI) mi.takahashi@faircongrp.com
上海總公司 上海市黄浦区茂名南路58号花園飯店(上海)601室 電話: +86-21-6473-5450 担当: 粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	成都分公司 四川省成都市成华区双慶路10号華潤大廈32層3243室 電話: +86-28-6115-7211 担当: 大浦 (OURA) da.oura@faircongrp.com
広州分公司 広州市天河区珠江新城花城大道68号環球都会廣場1710B室 電話: +86-20-8559-9936 担当: 米田 (YONEDA) ka.yoneda@faircongrp.com	深セン分公司 深セン市福田区深南大道4019号 航天大廈A座610室 電話: +86-755-8252-8290 担当: 米田 (YONEDA) ka.yoneda@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。